

関与団体现地調査報告書

調査担当者	水産林務部 水産局水産振興課 総務部 法人局法人団体課	栽培振興係員 原田 善徳 主査 安藤 あかね	主事 大橋 修也
調査日時	令和2年10月26日 (月)	10:00 ~	12:00
調査団体	名称	公益社団法人 北海道栽培漁業振興公社	法人番号 95
	代表者名	代表理事会長 川崎 一好	
	所在地	札幌市 中央区北3条西7丁目1 水産ビル3階	
	対応者	代表理事副会長 渡辺 鋼樹、管理部部長 原 秀一、支援助成事業室室長 今井 勉	

※ 確認結果の区分については、下記を目安として記載する。
 A:改善の必要がないもの
 B:団体の運営をより適切なものにしていくためには改善を加えた方がよいもの
 C:法令や定款に反するなど早急に改善をすべきもの

確認事項・項目・細目	確認書類	確認結果	指導(確認)事項等
I 団体の適正運営			
1 最高決定機関や理事会の運営状況			
(1) 社員総会・評議員会は法令、定款に基づき適正に運営しているか。		A	法令・定款等に基づき適正に運営されている。
(2) 理事会など法令や定款に基づき、定期的に開催し、適正に運営されているか。	規則、定款	A	同上
(3) 招集手続や決議、議事録作成は適正に行っているか。	定款、議事録	A	適正に行っている。
(4) 公益法人以外の法人においては、これに準じた取扱いを行っているか。		-	該当なし。
2 諸規程の整備・執行状況			
(1) 点検で整備済とされた諸規程はすべて確認できるか。	諸規程	A	整備済みであることを確認した。
(2) 会計に関する規程を整備しているか。	会計規程、規則	A	同上
(3) 会計に関する規程に基づく手続に従い適正に会計事務が執行しているか。 ※会計に関する規程に基づき現金・預金の取扱いや帳簿・記帳等に関する事務処理が行われているかどうかにより判断すること。	会計規程、規則、現金出納帳、通帳、 決裁書、会計帳簿、証拠書類等	A	規定に基づき適正に執行されている。
(4) 役職員の給与等に関する規程を整備しているか。	役員報酬規程、職員給与規程	A	整備済みであることを確認した。
(5) 役職員の給与等に関する規程に基づく手続に従い適正に執行しているか。 ※給与等の支給方法、額等は役員報酬規程や職員給与規程に基づき行われているかどうかにより判断すること。	役員報酬規程、職員給与規程 振込控等、賃金台帳等	A	規定に基づき適正に執行されている。
(6) 国又は道からの補助金等に係る団体が行う契約について、競争性・透明性を確保することを原則として道に準じた規定を整備するなど適正な契約事務を執行しているか。 ※道に準じた規定を整備するほか、競争入札の導入や予定価格の公表など競争性や透明性を確保するための取組を行っていれば可とする。	契約に関する規定、契約書等	A	同上
(7) 入札の監視を行うための外部有識者や監査人等を委員とした入札監視委員会を設置するなど、入札の公正性、透明性、経済性を確保しているか。 ※入札の公正性等を確保するための規程の整備やその規程に基づく入札の実施、入札者や入札事務に関係のない職員の入札への立会等を実施していれば可とする。	入札に関する規程、契約手続書類、 入札監視委員会設置規程等	-	該当なし。
(8) 公益法人のうち、道が資本金等の1/2以上を出えんしている法人は、役員の内任年齢に関する規程を整備しているか。 ※役員の内任年齢に関する規程とは、役員の内任年齢や退任年齢等を定めた規程をいう。	役員の内任に関する規程等	-	該当なし。
(9) 文書の処理及び保存について、重要または異例な書類は保存期間の延長も検討するなど、文書管理に関する規程を整備し、これに基づき適切に処理しているか。 ※規程を整備しているほか、重要書類等の紛失や誤廃棄の防止策を実施していれば可とする。		A	規定に基づき適正に執行されている。

確認事項・項目・細目	確認書類	確認結果	指導(確認)事項等
3 監査体制			
(1) 公益法人においては、外部監査を導入若しくは公認会計士や税理士あるいは経理事務精通者を監事に選任しているか。	外部監査契約書、監査結果報告書、経歴書、就任手続に関する規程等	A	<ul style="list-style-type: none"> ・監事には、選任基準に基づき、総会の議決を経た被推薦者を選任している。 ・また、税理士法人の指導及び確認を受けている。
(2) 監事は最高決定機関や理事会への出席義務、報告義務を果たしているか。	定款、運営規程、議事録、監査結果報告書	A	監事は規定に基づく義務を果たしている。
(3) 内部監査や部内検査は定期的実施しているか。	実施状況を確認できる書類	A	常勤理事(副会長)による毎月の確認など内部牽制を確保する措置を講じている。
(4) 公益法人以外の法人においては、これに準じた取扱いを行っているか。	外部監査契約書、監査結果報告書、経歴書、就任手続に関する規程等	-	該当なし。
4 出納事務等に係る内部牽制状況			
(1) 通帳と印鑑を別々に保管するなど担当者の判断のみでは預金の出し入れができないような体制にしているか。		A	通帳と印鑑はそれぞれ別の鍵のかかる金庫に保管している。鍵とパスワードは管理部長が管理している。
(2) 日常的な資金管理に当たっては用途や目的が明らかでないものがあるなど必要以上に預金口座を設けていないか。	通帳、現金出納帳、小切手帳等	A	必要以上の口座は保有していない。
(3) 経理担当者以外の責任者が定期的又は随時に現金・預金の残高などを確認しているか。	現金出納帳、預金通帳等	A	小口現金は、お金の動きがあった都度、2名で確認している。毎月、副理事長が残高証明書と通帳を照合している。
(4) 交際費については、適切に執行されているか。			
<p>ア 執行できる場合や限度額等を定めているか。</p>	交際費の執行に関する規程	A	規程を定め適正に執行している。
<p>イ 飲食等のあった年月日、場所、相手方、人数を記載した書面により、必要な支出か否かを事前事後にチェックするシステムを構築しているか。</p>	証拠書類、決裁書等	A	事前、事後共に書面により確認し決定している。
(5) 道からの補助金等は出納の明確化のため、どのように管理しているか。	会計帳簿、収支計算書等	A	明確に区分している。
(具体的な管理方法について記載)			電子システムによる事業別総勘定元帳の抽出確認。
5 支部を含めた内部統制の状況			
(1) 支部までを含めた監事監査を実施しているか。	監事の監査報告	-	該当なし。

確認事項・項目・細目	確認書類	確認結果	指導(確認)事項等
6 財務の状況(道と連結決算の対象となる団体のみ記載すること)			
(1) 適切な会計基準を採用し、財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュフロー計算書をいう。以下同じ。)は正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づき作成しているか。	総勘定元帳、会計帳簿	A	公益法人会計基準を採用し、正しく記帳された会計帳簿等により財務諸表を作成している。
(2) 会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表の表示方法はみだりに変更していないか。	会計規程、規則、財務諸表(注記)	A	変更なく適正である。
(3) 法令や会計基準に則った資産、負債の評価が行われているか。	総勘定元帳、各種資産台帳、時価が確認できる書類等	A	適正な評価が行われている。
(4) 資産の貸借対照表価額は、取得価額を基礎として計上しているか。	総勘定元帳、会計帳簿、各種資産台帳等	A	適正な取得価額で計上している。
(5) 交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、取得時における公正な評価額としているか。	総勘定元帳、会計帳簿、各種資産台帳、固定資産税通知書、不動産鑑定評価書等	-	該当なし。
(6) 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額を貸借対照表価額としているか。	総勘定元帳、会計帳簿、各種資産台帳等	A	総勘定元帳により適正な価額を計上していることを確認した(受取手形及び貸付金等の勘定科目がなく、未収入金については貸倒引当金等を計上していない)。
(7) 満期保有目的の債券並びに子会社株式(議決権の過半数を保有している場合の当該企業の株式をいう。以下同じ。)及び関連会社株式(議決権の20%以上50%以下を保有している場合の当該企業の株式をいう。以下同じ。)については、取得価額を貸借対照表価額としているか。	総勘定元帳、会計帳簿、証券等	A	適正額を貸借対照表価額としている。
(8) 満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価を貸借対照表価額としているか。	総勘定元帳、有価証券台帳、証券、有価証券取引書、時価が確認できる書類等	-	該当なし。
(9) 棚卸資産(商品、製品、仕掛品、半製品、原材料、貯蔵品など)については、取得価額(時価が取得価額よりも下落した場合は時価)を貸借対照表価額としているか。	総勘定元帳、棚卸表、資産台帳、時価が確認できる書類等	A	適正額を貸借対照表価額としている。
(10) 有形固定資産及び無形固定資産については、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を貸借対照表価額としているか。	総勘定元帳、固定資産台帳	A	同上
(11) 資産の時価が著しく(帳簿価額から概ね50%を超えて)下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き時価を貸借対照表価額としているか。 (※減損処理→評価差額は正味財産増減計算書に計上されているか。)	総勘定元帳、各種資産台帳、時価が確認できる書類等	-	該当なし。
(12) 公益法人以外の法人においては、公益法人に準じた取扱いを行っているか。	上記に準じた書類	-	該当なし。

確認事項・項目・細目	確認書類	確認結果	指導(確認)事項等
<p>7 情報公開の状況</p> <p>(1) 公益法人は、認定法に基づき、役員報酬等の支給基準の公開、事務所への据え置きや閲覧への対応をしているか。</p> <p>(2) 公益法人は、認定法に基づき業務及び財務等に関する資料を事務所に備え置き、一般に閲覧に供しているか。</p> <p>(3) 道が資本金等の1/4以上を出資又は出えんしている団体は、その職員数や給与に関する情報を公開しているか。</p> <p>(4) 公益法人は、業務及び財務等に関する資料をインターネットにより、常に最新の状態で 毎事業年度経過後3ヶ月以内に公開しているか。</p> <p>(5) 公益法人以外の法人は 業務及び財務等に関する資料の公開について公益法人に準じた取扱いを行っているか。</p>	<p>閲覧規則、閲覧資料 (役員の報酬・退職金の支給基準)</p> <p>閲覧規則、閲覧資料(事業報告書、決算関係書類、事業計画書、予算関係書類)</p> <p>閲覧規則、閲覧資料 (職員数や職員の給与に関する情報)</p> <p>インターネット(事業報告書、決算関係書類、事業計画書、予算関係書類)</p> <p>閲覧規則、閲覧資料、インターネット(事業報告書、決算関係書類、事業計画書、予算関係書類)</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>—</p>	<p>閲覧ファイルを事務所に備え置きしている。</p> <p>同上</p> <p>実績報告書において記載し公開している。</p> <p>遅滞なくホームページで公開している。</p> <p>該当なし。</p>
<p>8 財産の運用状況 (道から出えん等を受けている公益法人及び一般法人のみ記載すること。) ※道の出えん等以外の財産についても含めて記載すること。</p> <p>(1) 道の出えん等の運用は、点検調書の「運用方法・金額」欄に記載されているとおりとなっているか。</p> <p>(2) 財産の運用に関し、基本的な考え方や最高決定機関などを明確にした管理運用規程を策定しているか。</p> <p>(3) 既に点検調書の「運用方法・金額」欄に「その他債権」として記載されている場合は、金利や為替、債権等の市場動向、発行体の経営状況などを常に把握し、途中売却の可能性などを検討していることを書面により確認できるか。</p> <p>※売却する場合は原則として、元本の毀損は避けること。</p>	<p>財産目録、資産台帳、残高証明書等</p> <p>財産管理運用規程</p> <p>法人内部で検討したことが確認できる書面</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>点検調書に記載のとおりである。</p> <p>策定している。</p> <p>退職給付引当資産の一部の資産運用として総額1億円の仕組債を保有しているが、令和2年12月に満期償還予定であり、その後の運用については、資金運用規程(令和2年6月1日最終改正)に基づき安全で確実な運用ができ、元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られる債権等を対象として理事会の承認を得て行うこととしている旨を確認した。</p>

確認事項・項目・細目	確認書類	確認結果	指導(確認)事項等
II 団体の健全経営			
1 健全な経営			
(1) 財務状況の現状認識、問題点への対処方法及び今後の見通し			
(具体的な内容を記載)			<p><収支状況> 本年度事業計画では大幅な赤字計画を組まざるを得ないなど、財務状況は大変厳しい。</p> <p><問題点> 主な原因は、収益事業である種苗生産事業の赤字。特に、ヒラメ事業がその主因となっており、種苗数の削減や放流サイズの小型化など経費削減に向けた取組を進めてきたが、施設の維持管理費の増大や併産魚種の生産拡大が思うように進まなかったこと等から、赤字脱却には至っていない。</p> <p><対応方法> 今後さらに栽培基金の運用益減少が確実視されていることから、昨年度、公社内に専門委員会を設置し、今後の方向性を検討し、結論を得たところ。</p> <p><見通し> 今後は専門委員会で出された方向性に沿って、道や市町村、浜の支援を得ながら、安定した種苗生産事業を推進していくために全力で取り組む考え。</p>
(2) (1)で問題点への対処方法を記載した場合はその対処方法は適切か。 ※対処方法が課題解決に効果的であるかや実現が可能であるかどうかなどにより判断すること。	貸借対照表、正味財産増減計算書等	A	種苗生産事業の収支改善については、公社内部での検討のほか、道との意見交換を行いながら対応の方向を定めたところ。公社ではこれらの方向に沿った取組を進めるほか、調査事業による収益の確保にも努めることとしており、将来的に事業規模・内容の見直しなどを進めることで、課題解決は実現可能と考える。
(3) 中長期の経営計画や改善計画などを策定しているか。	経営計画、改善計画、事業計画等	A	2012年から10ヶ年計画として中期経営計画を策定しており、現在第三期(2019年～2021年)。
(経営計画や改善計画などを策定している場合)			
ア 経営計画や改善計画などの内容は適切か。 ※経営計画や改善計画などの内容が実現可能であるかどうかにより判断すること。	経営計画、改善計画、事業計画等	A	公社の第三期中期計画では、「持続可能な栽培漁業の展開」「運用益低下を視野に入れた強固な財務基盤の構築」「浜の負託に応え得る組織体制と機能の強化」の3本の柱のもと、公社内に改革推進プロジェクトを設置し、各種取組をとりまとめた改革推進プログラムの策定を行うとしている。計画の内容が実現可能であり、適切な内容であることを確認した。
イ 経営計画や改善計画などは実行されているか。	経営計画、改善計画、事業計画等	A	中期計画のうち、種苗生産事業の収支改善に向けては、公社だけでなく市町村、道などの協力が不可欠であり、特に浜の負担を伴う取組の実現に向けては、浜へ丁寧な説明を行い、理解を得る必要がある。
(経営計画や改善計画などを策定していない場合はその理由を記載)			該当なし。

確認事項・項目・細目	確認書類	確認結果	指導(確認)事項等
Ⅲ 団体の自立化			
1 団体を取り巻く環境			
(1) 団体の目的や実施事業に対する社会的要請の変化への対応は適切か。 ※実施している変化への対応が合理的であるかどうかにより判断すること。	事業計画、収支予算書等	A	社会的要請の変化に伴う団体の目的に大きな変化はないが、漁業者の高齢化や漁船漁業の漁獲量の低迷、気候変動や資源量の変化など、漁業を取り巻く環境の変化により、栽培漁業に対する要請は増加しており、この要請に対応するべく、事業計画に適切に反映されている。
(2) 道の施策推進における役割を十分に果たしているか。 ※道政上の位置づけや施策の方向性と合致しているかどうかにより判断すること。	事業計画、事業報告	A	道が施策として進める栽培漁業の推進に当たり、十分な役割を果たしている。
2 補助金等(補助金、負担金、交付金及び委託料)			
(1) 道からの補助金等の縮減又は廃止に向けてより効率的な執行はできないか。	会計帳簿、証拠書類、補助金等の現地調査等の結果等	A	種苗生産経費へ補助金を導入しているマツカワについては、効率的な基金運用先の確保に努めるほか、種苗放流サイズの小型化による事業費の圧縮に向けた試験事業を実施中。
(2) 道からの補助金等(委託料は除く)に頼らず事業が実施できるように努めているか。 ※受益者負担に基づく利用者からの負担金徴収などによる収入増加の取組などにより判断すること。	中長期計画、事業計画、事業報告、収支予算書等	A	魚価の低迷により受益者負担の更なる増額は難しい情勢であり、大幅な収入の向上は見込めないが、効率的かつ効果的な事業の展開に向けた検討を行っている。
3 職員派遣			
(1) 派遣職員には派遣目的に沿った業務を適切に行わせているか。	業務日誌、決裁書等	-	該当なし。
(2) 派遣職員の引揚げに備えた準備を行っているか。 ※プロパー職員の採用や人材育成などの検討を行っているかどうかにより判断すること。	中長期計画、職員採用計画、人材育成計画、研修記録等	-	該当なし。
4 公益法人等に係る出えん金等			
(1) 道からの出えん金等は出えん目的に沿って適切に活用されているか。	事業報告、貸借対照表、財産目録等	A	適切に活用されている。
(2) 道からの出えん金等の財産の管理は適切か。 ※基本財産等として位置づけられ、その使用に当たっては基本財産管理規程等に定められた手続きを経ることになっているかどうかにより判断すること	資金管理規程、規定貸借対照表、財産目録等	A	定款に基づき適正に管理されている。 ※基金運営委員会の開催回数増など適切な管理に向けた取組を強化している。

確認事項・項目・細目	確認した内容(実態などを記載)
5 道の施策推進のための意見交換等	
(1) 団体の実施事業は道施策の推進にどのような効果があるか。	
(主な実施事業)	マツカワ栽培漁業実証事業
(具体的な効果や理由を記載)	種苗生産・放流など、地域の栽培漁業に対する支援は、本道の水産資源の増大に繋がっており、道が施策として進める「栽培漁業の推進」に整合している。
(2) 道の施策推進に当たっての課題	
(ある場合は具体的な内容を記載)	国は、栽培漁業から資源管理、養殖業へ大きく舵を切っている。今後、基金運用益の減少や漁業者の体力低下から、これまでのような広域魚種の種苗放流事業は、ますます実施が困難になっていくと思われるし、一部の漁業者は付いて来れなくなる。
(3) 道関与の縮減等による自立化に当たっての課題	
(ある場合は具体的な内容を記載)	公社が自立化していくためには、漁業者が儲けられる、喜んで貰える種苗生産を行っていかなければならない。それが出来て初めて自立の道が開ける。それに尽きる。
(4) 道の施策推進や自立化を行うに当たっての道への要望	
(ある場合は具体的な内容を記載)	道には、早く新たな魚種や養殖業への展望を開いて貰いたい。そのためにも、道が主体となり、広く関係者を募って養殖検討会などを開催すべき。道が今の状態を長く続けるつもりであるなら、事業が継続できるよう責任を持って支援して貰いたい。
IV 点検結果に基づいて行った指導事項等	
・特になし ・ ・ ・	
<確認結果>	
1 前回指導事項等の改善状況	
・前回(H29)現地調査において、交際費の支出に関する規程が未整備であることを指摘。公社では指摘を受け、平成30年11月に規程を整備・施行しており、改善が図られている。 ・ ・ ・	
2 今回の調査における指導事項等	
・特になし ・ ・ ・	